

平成30年

東部知多衛生組合議会
第2回定例会会議録

平成30年8月24日（金）開会

平成30年8月24日（金）閉会

東部知多衛生組合

平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、平成30年8月24日東部知多浄化センター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川高光 2 番 守屋 孝 3 番 酒井真二
4 番 杉浦光男 5 番 鶴飼貞雄 6 番 近藤善人
7 番 山下享司 8 番 三浦雄二
10 番 沢田栄治 11 番 都築重信 12 番 三留 享

2 不応招議員

9 番 米村佳代子

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成30年8月24日（金）午後2時00分 開会

平成30年8月24日（金）午後2時42分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

大府市長 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦 副管理者 山内健次
副管理者代理 間瀬政好 監査委員 古橋洋一 会計管理者 久野信親
事務局長 土屋正典 総務課長 加藤博之 業務課長 久野尚志 主幹 佐藤正裕

総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊 施設建設整備係長 川崎 博

8 職務のため議場に出席した者

書記 土屋正典 書記 加藤博之 書記 浅田貴志

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第4号	例月出納検査報告について
日程第4	議案第3号	東部知多衛生組合個人情報保護条例及び東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正について
日程第5	議案第4号	東部知多クリーンセンター条例の一部改正について
日程第6	認定第1号	平成29年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、報告させていただきます。先程、議会運営委員会にて、組合議員の行政視察に関しまして、隔年実施から必要に応じて実施するとの申し合わせ事項の改正につきまして、ご了承いただきましたので、議員皆様方にはご承知置きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。東浦町の米村佳代子議員からは、欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。ここで、管理者からご挨拶をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

組合議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協

力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

平成27年度から始まりました、新ごみ処理施設建設事業も今年度が最終年度になります。先月の7月から新施設への受電が始まり、現在は各機器の試運転調整をしている状況で、工事の遅れはなく、順調に進んでいますことをご報告申し上げます。

また、新ごみ処理施設につきましては、住民の皆様にご親しみをもつていただくため、愛称募集を実施し、応募総数155点の中から最優秀賞1点と優秀賞2点を選考いたしました。

最優秀賞は、大府市の武石英翔さんのカタカナの「エコリ」に決定しました。意味は、環境に配慮ということ「エコ」とおきかえて、リユースとリサイクルの最初の文字の「リ」を合わせたものであります。

優秀賞2点は、大府市の加藤彩来さんの「エコ・クリーン」、と東浦町の森谷幸子さんの「クリナス」に決定しました。入賞された方につきましては、来年3月の竣工式にて授賞式を行う予定です。また、この愛称を幅広く皆様にご知っていただくよう、ホームページ等に掲載してまいります。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例の一部改正が2件、平成29年度の決算認定1件、計3件を提出しております。議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、よろしくご審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（早川高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、4番杉浦光男議員及び12番三留享議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。おはかりします。本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。お手元に報告第4号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。代表監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第4号の補足説明を申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成29年度4月分から5月分及び平成30年度4月分から6月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、平成30年5月

25日、6月11日、7月11日に、関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（早川高光）

ごくろうさまでした。これにて諸報告を終わります。

日程第4、議案第3号「東部知多衛生組合個人情報保護条例及び東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第3号「東部知多衛生組合個人情報保護条例及び東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に準じて、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

皆さん、こんにちは。それでは、議案第3号の内容につきまして、説明いたしますのでよろしくお願いいたします。議案と併せて、参考資料及び新旧対照表をご覧願います。

本改正案は、提案理由にありましたように、関係法令の改正内容に準拠し、同じ内容となるよう、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに係る規定の整備を行うもので、二つの条例を改正する2条立てとなっております。

始めに、第1条にて、当組合個人情報保護条例の一部改正を行い、指紋やマイナンバー等の個人識別符号が含まれる情報は、個人情報であることを明確化するとともに、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の要配慮個人情報を新たに定義し、その取扱いについて定めるものでございます。

次に、第2条にて当組合情報公開条例の一部改正を行い、同条例における個人情報の定義に関する規定を整備するものでございます。附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。

なお、構成市町の2市2町では、平成29年度内に、それぞれ同趣旨の議案を可決いただいていることを申し添えます。以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第3号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。確認しました。挙手全員です。

議案第3号「東部知多衛生組合個人情報保護条例及び東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第4号「東部知多クリーンセンター条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「東部知多クリーンセンター条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

新ごみ処理施設の稼働に伴う最大処理量の変更及び環境行政の一層の推進を目的とする使用料の改定のため、関係規定を整備するものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、議案第4号の内容につきまして、説明いたします。議案と併せて、議案裏面の参考資料及び新旧対照表をご覧ください。今回の改正は大きく分けて3点ございます。

一つ目、第3条は、最大処理量を規定した条項であり、ごみ、粗大ごみについて、それぞれ対象施設を表す用語に改めた上で、可燃ごみの最大処理量を240トンから、新ごみ処理施設の能力に合わせた200トンとするものであります。

二つ目、第6条は、使用料を規定している条項であり、今般、家庭系廃棄物と事業系廃棄物の区分を廃した上で、10キログラムまでごとに200円とする改正、及び用語の整理でございます。

使用料改定の理由といたしましては、1 排出抑制及び再生利用の促進、2 適正な費用負担、3 他自治体使用料との均衡、この3点を課題とする中、近年、家庭系直接持ち込みのごみ搬入回数が毎年増加の傾向にあり、また前回の使用料改定から10年、家庭系にあつては実質26年を経過していること、そして近隣自治体料金との乖離といった、前回改定後の諸々の社会情勢の変化といったことを考えた結果、改定をお願いしなければならないと判断したものでございます。

三つ目、第7条は、許可の取消しを規定した条項でございますが、今回は単なる用語の整理のみでございます。規定内容が変わるものではありません。附則といたしまして、施行期日は、平成31年4月1日。

改正条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるものとする経過措置を設けております。以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第4号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。確認しました。挙手全員です。

議案第4号「東部知多クリーンセンター条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、認定第1号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度決算を地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成30年7月11日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本会議会の認定をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（土屋正典）

それでは、認定第1号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、事前にお配りしました資料の内、主に歳入歳出決算書にて、説明をさせていただきます。

始めに歳入歳出決算書の4ページをご覧ください。最下段、歳入合計の3列目、収入済額は64億7,976万9,956円です。3列右に飛んでいただいて、予算現額との比較は1,948万7,956円の増、収入率は100.3パーセントであり、この要因は主に6款諸収入によるものです。

次に5ページをご覧ください。表の最下段、歳出合計の2列目、支出済額は64億1,171万6,151円で、執行率は99.2パーセントでありました。右に1列飛んで不用額、4,856万5,849円は、主に3款衛生費と6款予備費によるものであります。表の下、歳入歳出差引残額は、6,805万3,805円となりました。

平成29年度決算の特徴は、3年目となった、ごみ処理施設建設事業により、前年度比40数億円の大増額決算となったということでございます。

続きまして、事項別明細について歳入から説明いたします。決算書の14、15ページをご覧ください。

右側のページで、収入済額欄、こちらを読み上げます。1款分担金及び負担金は、14億9,057万円で、前年度比3億163万円余の増額でございます。この要因は、3年目となりました、ごみ処理施設建設事業によるごみ関係経費の増によるものであります。また、構成市町の負担金内訳は、備考欄のとおりであります。

次に、中段2款使用料及び手数料は、1億9,228万2,679円。前年度比401万円余減の主な要因は、クリーンセンター及び温水プール施設使用料によるものであります。

そのクリーンセンター施設使用料、2目1節は、表の全体下から7段目の、備考欄1億7,513万7,050円で、前年度比314万円余の減となっております。

年間の有料ごみの搬入実績につきましては、お手数ですが実績報告書の1ページをご覧ください。中ほど辺り、2款②クリーンセンター使用料から4行下、29年度有料ごみの年間処理量は、1万2,385.57トンとなりまして、前年度より175.92トン減っております。

この内訳を見ますと、家庭系ごみが前年度比、4.8パーセントの増となっておりますが、事業系ごみが2.6パーセントの減となり、全体としては、1.4パーセントの減となりました。

なお、実績報告書1ページには、これから説明いたします温水プール利用者数、生産品売払い収入の内訳といったことが記してありますので、後ほどのご確認をお願いいたします。

決算書に戻っていただきまして、3目の温水プール使用料1,712万8,169円の内、備考欄の温水プール施設使用料1,689万6,110円は、前年度比、81万円余の減で、入場者数は前年度比3.6パーセント減の7万7,261人でありました。

3款国庫補助金、17億1,240万7,000円は、ごみ処理施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金です。工事の進捗に合わせ、前年度比16億1,034万円余の大幅な増となっております。次に、決算書の16、17ページをお願いします。

4款財産収入は、1,697万1,033円です。内、1項1目財産貸付収入484万537円は、葭野最終処分場を駐車場用地として住友重機械工業に貸付けた収入であります。

2項1目の生產品売払収入、1,213万496円は、粗大ごみ処理施設から回収されました、鉄539.49トンとアルミ26.73トンの売払代金であります。売却単価の平均は、鉄が1トン当たり1万9,280円、アルミは6万4,690円となりまして、鉄の量は、前年度より減少しておりますが、売却単価の値上りにより、前年度比375万円余の増額となっております。

5款繰越金、3,523万408円は、平成28年度からの繰越金で、前年度決算と大きく変わりはありません。

6款諸収入、2,130万8,836円の内、2項1目雑入は2,127万6,555円で、前年度比2,004万円余の増と、大幅な伸びとなっておりますが、これは、雑入備考欄の最後、昨年末の粗大ごみ処理施設爆発事故に係る公有建物罹災共済金によるものであります。

7款組合債、30億1,100万円は、ごみ処理施設建設事業債であり、こちらも工事の進捗に合わせ、前年度比24億9,950万円増と大きく伸びております。

続きまして、決算書18、19ページからの歳出について説明いたします。

1款議会費、19ページ支出済額欄、47万3,604円、執行率は92.7パーセントです。

2款にまいります。2款総務費1項1目一般管理費は、5,590万9,039円で、執行率は95.6パーセントであります。主な支出は、庶務係職員4名分の人件費と派遣職員負担金ですが、前年度比113万円余の増は、主に委託料によるものであります。

19ページ、下から5段目にまいります。8節報償費の記念品等でございますが、これは環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞であり、管内の小学4年生、684名の応募がございました。

次に20、21ページをお願いします。

13節委託料にまいります。13節委託料は前年度比160万円余の増額。これは、国が全ての地方公共団体に作成を求めている、統一的な会計処理作成に係る公会計関連支援業務委託を開始したことによるものであります。2段下の19節負担金、補助及び交付金は1,461万5,456円で、主に派遣職員負担金であります。

2項の監査委員費は、11万5,396円。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は、1億4,997万2,363円で、執行率は98.4パーセントです。

主な支出といたしましては、浄化センター職員2名分の人件費と、施設の維持管理費で、前年度比、4,070万円余の減額でございます。この要因は、主に需用費の内、消耗品費、委託料及び工事請負費の減によるものです。

22、23ページをお願いします。その消耗品費でございます。23ページ上段、11節需用費5,134万7,278円の内、備考欄の一番上1,958万3,069円で、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品などがございます。前年度比170万円余の減は、補修用部品の使用が少なかったのが主な要因でございます。

2行下、光熱水費は2,824万5,639円で、そのうち99.5パーセントが電気料金でございます。修繕料339万4,024円は、機械設備等の修繕10件分と2トンダンプなどの車両修繕料でございます。なお、不用額205万円余の主なもの、光熱水費の執行残であります。

次に、2段下13節委託料4,428万3,195円は、庁舎内日常清掃委託始め16件の委託料です。前年度比163万円余の減額は、28年度単独事業である5号井戸の調査委託が終了したことによるなど、委託事業の変動によるものでございます。14節使用料及び賃借料951万3,234円は、主にし尿処理水を放流するための下水道使用料であります。

15節工事請負費3,538万6,200円は、除鉄除マンガン装置ろ材取替工事始め7件の工事費で、前年度比3,865万円余の減額であります。減額の要因は、前年度より工事件数が少なく、28年度にあった第1反応槽曝気装置や汚泥掻寄機といった高額な補修工事が無かったためでございます。

2目クリーンセンター管理費、8億4,864万2,484円、執行率は97.0パーセントでございます。主な支出としましては、クリーンセンター職員10名分の人件費と施設の維持管理費で、前年度に比べ317万円余の増額です。この主な要因は、需用費の内、光熱水費及び工事請負費によるものでございます。

次に24、25ページをお願いします。25ページ4段目、その11節需用費は1億4,305万4,133円。内、備考欄の消耗品費3,191万1,327円は、排ガスや飛灰処理に使います消石灰、重金属固定剤などの処理薬剤やバグフィルター、コンベアなどの補修用部品が主なものであります。

光熱水費は9,882万8,719円、うち87.6パーセントは電気料金で、使用料金単価の値上げにより、前年度比918万円余の増となっております。修繕料787万3,432円は機械設備

13件分と重機車両等の修繕費用であります。なお、不用額416万1,867円の主なものは、光熱水費及び修繕料の執行残でございます。

2段下13節委託料3億8,004万9,204円は、クリーンセンター運転管理委託始め24件の委託料で、前年度比894万円余減の主な要因は、委託料備考欄の上から5行目、廃棄物埋立処分委託料によるものであります。

これは、焼却灰の埋立処分費用でございまして、従来メインで使用していたミロク開発の埋立が終了したため、29年度から全量アセックに持って行くことになりました。そしてアセックでは前年度実績の8割を超えた量については3割引きとする制度があるため、全量をアセックで処理することとなった初年度に限り、大きな割引効果が得られたことによるものであります。なお、不用額の361万4,796円の主なものは、廃棄物埋立処分委託料の執行残であります。

次に26、27ページをお願いいたします。上段、15節工事請負費2億5,563万6,000円は、ボイラ等補修工事を始め7件の工事費です。前年度比、2,495万円余の増額で、この要因は、工事請負費備考欄の一番下、昨年末に突発で起きました不燃ごみ処理設備補修工事によるものであります。

4段下、27節公課費208万5,700円の主なものは、公害健康被害の補償に関する法律の規定で課せられる汚染負荷量賦課金です。

次に、3目洲崎最終処分場管理費、1,136万7,913円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は88.5パーセント、前年度比、1,042万円余の増額であります。主な要因は、工事請負費によるものでございます。

4段下の、その15節工事請負費972万円は、新規の浸出水処理装置補修工事1件で、老朽化した処理装置の補修工事であり、前年度比皆増となっております。

次に、4目大東最終処分場管理費、729万5,727円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は89.5パーセント、前年度比、354万円余の増額です。この要因は、主に委託料によるものです。

3段下、その13節委託料506万9,997円は、除草作業委託始め8件の委託料でございます。備考欄5行目にございます、新規のコンピュータシステム点検委託と、最後の浸出水処理施設点検等委託により、前年度比、332万円余の増額となりました。

次に28、29ページをお願いします。2項1目温水プール管理費は、8,326万1,073円で、執行率は95.7パーセントです。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費とプール運営における需用費及びプール維持管理費です。需用費の内、修繕料の減により、前年度に比べ308万円余の減額となっております。

中段辺り11節需用費にまいます。こちら1,955万2,996円で、内、光熱水費は1,739万9,024円でございます、70.1パーセントが電気料、残りが水道料でございます。修繕料、4万3,847円は、前年度比302万円余の減となっております。これは大きな額の執行が無かったためでございます。

2段下、13節委託料5,036万1,013円は、プール施設の管理に要する14件分の委託料で、前年度と大きな変わりはありません。備考欄の上から4行目のプール管理業務委託料4,014万3,600円は、プール利用者の受付とプール室内の安全監視が主な業務で、プールの安全監視は、夏休み期間中は10名、それ以外は6名体制で行っております。

14節使用料及び賃借料は647万8,986円で、主な支出は、備考欄2行目、プール利用者の駐車場用地借上料と、4行目下水道使用料であります。15節工事請負費340万2,000円は、第1種圧力容器補修工事始め2件の工事費で、前年度比、23万円余の増額です。

次に30ページ、31ページをお願いします。4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は51億6,437万3,889円で、前年度比43億8,880万円余の増額です。これは、13節委託料が5,625万8,280円と前年度比1,415万円余の増。

15節工事請負費が49億5,099万4,882円で前年度比42億7,358万円余の増となっており、4か年継続事業のごみ処理施設建設工事が3年目となり、出来高が大きく伸びていることによります。また、19節負担金、補助及び交付金1億5,083万1,276円は、建設事業に携わっている派遣職員2名の負担金と、中電鉄塔等設置工事費負担金であります。

5款1項公債費は、最終処分場用地取得債、ごみ処理施設用地取得債、最終処分場建設事業債及びごみ処理施設建設事業債に係る元利償還金であります。内、1目元金は、8,265万7,736円で、前年度比3,231万円余の増額。これは、平成25年度に借り入れをした最終処分場建設事業債に係る元金償還が始まったためであります。

2目利子については、平成28年度に借り入れをしたごみ処理施設建設事業債に係る利子償還が始まったため、764万6,927円と前年度比32万円余の増となっております。6款予備費の執行はありませんでした。

これ以降、35ページの実質収支に関する調書、40ページからの財産に関する調書につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。また、実績報告書には、説明いたしました以外の事業の詳細が記してありますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第1号・平成29年度決算の説明を終わります。

○議長（早川高光）

説明が終わりました。引続きまして決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して代表監査委員からお願いいたします。代表監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、平成30年7月11日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされておりました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認いたしました。

以上、平成29年度決算に関しては特段指摘する事項はありませんが、3年目を終えたごみ処理施設建設事業は、膨大な金額となりました。計画どおり進捗しているようなので、今後も完成するまで注意を払い、慎重かつ適切に進めていただきたい。

また、昨年12月にクリーンセンターで起こった爆発事故は、幸いにも人災はなかったものの、多額の費用を要しました。原因を特定し、対策を練られているようですが、徹底するように管理していただきたい。

以上、稼働している施設は滞りなく運営されなければなりません。限られた財源を、計画性をもって管理運営に努められることを要望し、むすびといたします。以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより、質疑に入ります。質問等がございましたら、決算書あるいは実績報告書かの、どちらかとゆうことと、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

認定第1号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

認定第1号「平成29年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、終了いたしました。ここで、管理者から閉会のご挨拶をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、お認めいただき、厚くお礼を申し上げます。組合議員の皆様方には、今後とも東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（早川高光）

これもちまして、平成30年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

(閉会)

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早川 高光

4番議員

杉浦 光男

12番議員

三留 享

